

事務連絡  
令和2年2月19日

関係事業者団体 御中

厚生労働省職業安定局雇用政策課  
民間人材サービス推進室

### 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」について

新型コロナウイルス感染症について、相談体制を整備し、医療機関に確実につなぎ、感染症のまん延をできる限り防止する観点から、新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察するための「帰国者・接触者外来」及び帰国者・接触者外来へつなぐための「帰国者・接触者相談センター」が各都道府県に設置されています。

今般、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和2年2月16日）での議論を踏まえ、別紙のとおり、どのような方がどのような場合に帰国者・接触者相談センター等へ相談・受診いただくべきかの目安を示した「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」をとりまとめました。

これは、新型コロナウイルス感染症への感染によって重症化するリスクのある方を含め、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられる体制を確保することを目指したものです。

つきましては、内容を御了知の上、会員企業及び関係団体への周知並びに関係者への情報発信を行っていただきますようお願いいたします。

また、上記の目安を踏まえた行動を促し、感染の拡大を防止するため、貴殿の会員企業や関係団体において従業員等が休みやすい環境整備を進めるとともに、職場におけるテレワークや時差通勤を積極的に活用する等の特段の配慮をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の予防に関して、関係者の方々へ注意喚起いただく際にご活用いただけるよう、参考までにリーフレットも送付させていただきます。

#### <参考>

○新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

○リーフレット「新型コロナウイルス感染症を防ぐには」